

(審議資料)

人権擁護委員である松尾 認氏は、令和5年9月30日をもって任期が満了となるため、後任の人権擁護委員候補者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会に意見を求めるもの。

意見を求める者の略歴

- (1) 氏 名 藤本 澄子 [REDACTED]
- (2) 住 所 [REDACTED]
- (3) 職 業 [REDACTED]
- (4) 最終学歴 [REDACTED]
- (5) 経 歴 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- (6) 賞 罰 な し